

# 国立大学法人信州大学及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構間の起業家支援に係る相互協力の覚書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「乙」という。）は、相互の起業家支援に係る活動において連携を図り、協力することについて次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 この覚書は、甲及び乙各々が有する人材育成、产学官連携機能等を相互に活用し、起業家教育、新技術の企業化等の分野において連携を図ることにより、我が国の科学技術イノベーション力の向上及び人材育成に貢献することを目的とする。

## （協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各項に掲げる事項について連携し、十分な理解のもとに協力するものとする。

2 甲が実施する次に掲げる活動の推進に関すること。

- (1) イノベーション教育・研究開発、及び甲が主催・支援するビジネスコンテスト
- (2) 大学における研究成果等を活用した教職員及び学生等のベンチャー創出支援活動

3 乙が実施する次に掲げる活動の推進に関すること。

- (1) 大学発ベンチャー、起業家等の発掘や啓蒙に係るコンテスト、ピッチ、セミナーイベント等
- (2) 大学発ベンチャー、起業家、現場支援者等の人材育成事業等

4 前2項に掲げる事項を推進するために必要な連携・協力事業に関すること。

## （連絡協議会）

第3条 甲及び乙の実務責任者を構成員として、連絡協議会を設置することとし、その他の構成員は別途定めるものとする。

- 2 甲の実務責任者は、担当理事もしくはその任の代理者とする。
- 3 乙の実務責任者は、担当理事もしくはその任の代理者とする。
- 4 連絡協議会は、前条に掲げる協力内容の計画、諸課題の協議、情報共有等を行う。
- 5 連絡協議会は、甲乙いずれかの申出があれば開催するものとする。

## （実務責任者の変更と引き継ぎ）

第4条 甲及び乙の実務責任者が変更した場合は、遅滞なく相手方に伝達するとともに、連携する業務内容の円滑な引き継ぎを行うよう努めるものとする。

## （秘密保持）

第5条 甲及び乙は、相互協力によって知り得た知識又は入手した情報で、「秘密」の旨を指定された情報について、第三者に提供、開示又は漏洩しないよう、また、この覚書に定める以外の目的で使用しないよう義務付けるものとする。

## （覚書の有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、覚書を締結した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して書面をもって覚書の終了又は改定の申し入れがないときには、当該有効期間の満了日の翌日から起算して、さらに1年間、同一の条件で覚書を更新したものとみなし、その後も同様とする。

## （協議）

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じた場合、甲乙は、誠実に協議の上、その解決を図るものとする。

以上の合意の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、1通ずつを保有する。

2019年 8月 30日

甲： 長野県松本市旭3丁目1番1号  
国立大学法人信州大学長

濱田川博

乙： 神奈川県川崎市幸区大宮町1310  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事

渡辺政志